

(資料 1)

令和 5 年 7 月 1 2 日

米子市福祉保健部福祉政策課

令和 4 年度における「米子市成年後見制度利用支援計画」の進捗について

本計画は、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのが難しい人が、できる限り自分自身で意思決定ができるよう成年後見制度の利用支援を含む各種支援の取組や、体制整備の在り方を明らかにし、その具体化を目指すものとして、令和 3 年 3 月に策定しました。

令和 4 年度は、本計画に基づき、下記の取組を重点的に実施しました。

## 記

### 1 令和 4 年度の重点的な取組について

#### (1) 成年後見制度の一次相談対応

総合相談支援センター「えしこに」を成年後見制度の中核機関と位置づけ、成年後見制度に係る相談を受付しました。

- ア 相談ケース数 43 件
- イ 相談者 親族、支援関係者等
- ウ 相談内容
  - ・成年後見制度の制度内容や手続きに関する事
  - ・後見人支援に関する事
  - ・市長申立てに関する事 等

#### (2) 中核機関の周知活動

総合相談支援センター「えしこに」のパンフレットに成年後見制度の相談窓口に関する項目を設けて周知を図りました。また、居宅介護支援事業所連絡会や研修会等においても中核機関の周知を行いました。

#### (3) 中核機関によるチーム構築及び市長申立て

中核機関では、主に市長申立てが必要なケースについて「チーム会議」(※)を開催し、対応方針や支援関係者、福祉保健部各課の役割調整を行いました。成年後見制度の利用が適切と判断されるケースについては、可能な限り本人面談を実施し、本人意志を確認するよう努めました。

※チーム会議・・・中核機関が開催主体となり、支援関係者を招集して支援方針や役割分担、受任候補者等を検討する会議。

ア チーム会議開催数 46回

イ 市長申立件数 6件

(4) 成年後見制度利用支援事業の実施

生活困窮等の要因により後見人等への報酬支払ができないことを理由に、成年後見制度の利用ができないことがないように、成年後見制度利用支援事業を実施し、報酬等の費用を助成しました。令和4年度は3,077千円の予算措置を行い、延べ10件2,160千円の報酬助成を行いました。

2 令和5年度の取組予定について

令和4年度の取組内容を踏まえて、令和5年度は主に次の取組を実施します。

(1) 中核機関の一次相談を継続し、市長申立て等を含めた適切な制度利用を支援

令和4年度までの取組において、一次相談対応からチーム会議によるアセスメント、必要に応じた市長申立ての流れが構築できているため、令和5年度以降も継続して取組を行う。

(2) 地域包括支援センターや一般相談支援事業所を中心に成年後見制度や中核機関についての周知活動を行う

令和4年度の周知活動に加えて、介護、障がい分野の相談窓口である地域包括支援センター及び一般相談支援事業所に向けて、制度の適切な利用や中核機関の活動について周知活動を行う。